

NOMURA-BPI/Extended インデックス構成ルールブック

CROSS-ASSET

Global Markets Research

2019 年 9 月 27 日

リサーチアナリスト

インデックス 業務室

NOMURA-BPI/Extended の特徴

- 2000 年に公表された NOMURA-BPI/Extended (野村ボンド・パフォーマンス・インデックス/エクステンディッド)は、日本国内で発行された BBB 格相当までを含めた公募固定利付債券の流通市場全体の動向を表すために開発された投資収益指数である。
- NOMURA-BPI/Extended の債券ポートフォリオ(以下、インデックス・ポートフォリオ)は一定の組入基準によって選定される。
- NOMURA-BPI/Extended では、組入対象となる銘柄を 8 つのセクター別(国債、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債、MBS、ABS)に分類している。
- NOMURA-BPI/Extended は、インデックス・ポートフォリオを構成する個別銘柄の実勢価格に基づいてパフォーマンスを算出している。
- セクター別・残存年数別に分類したサブインデックス・ポートフォリオがあり、それぞれの投資収益指数やポートフォリオ指標を算出している。
- 構成銘柄の見直しは月に一度行う。

【主なルール変更・追加など】

[2019 年 9 月 27 日]

- 除外基準から TOKYO PRO-BOND Market 上場債の一部を緩和
- ファースト・エントリー・ルールを新設

目次

1. はじめに.....	4
2. 分類方法.....	5
2.1 セクター分類	5
2.2 残存年数分類	7
2.3 業種分類(事業債)	7
2.4 格付分類(事業債および円建外債).....	8
3. 定期入替.....	10
3.1 定期入替日	10
3.2 ポートフォリオ確定日	10
3.3 定期入替基準日	10
3.4 定期入替の公表.....	10
4. 銘柄選定基準	11
4.1 翌月ポートフォリオ組入基準	11
4.2 翌月ポートフォリオ除外基準	14
5. 臨時入替.....	16
5.1 債務不履行もしくは全額繰上償還銘柄の除外.....	16
5.2 その他臨時入替	16
5.3 臨時入替の公表.....	16
6. 指数計算.....	17
6.1 指数値の計算方法	17
6.2 投資収益率	18
6.3 評価時価.....	19
6.4 主な指数値の公表開始日と基準値	20
7. 指標の定義	21
7.1 個別銘柄指標の定義	21
7.2 ポートフォリオ指標の定義.....	23
付録 1: 過去のインデックス構成ルール	25
NOMURA-BPI/Extended 総合における構成銘柄のセクター変更の変遷	25
NOMURA-BPI/Extended 総合の定期入替・組入基準の変遷	25
評価時価の変遷.....	25
付録 2: データ公開サービス	26
NOMURA-BPI/Extended 提供メディア	26
翌月ポートフォリオ等の詳細なデータ	26
インデックスに関するお問い合わせ	27
付録 3: 指数に関する方針書.....	28

Appendix A-1	29
--------------------	----

1. はじめに

2000年に公表を開始した NOMURA-BPI/Extended は、日本国内の債券インデックスである。野村証券インデックス業務室は NOMURA-BPI/Extended の運営機関(Administrator)であり、野村総合研究所は指数を計算する算定機関(Calculation Agent)である。

本インデックスの日次計算、提供、運営管理については野村証券インデックス業務室が責任を負う。また、野村証券インデックス業務室は以下を行う。

- インデックス構成銘柄を管理、記録する。
- インデックス構成ルールに従って構成銘柄の見直しを行い、その結果生じる変更を反映する。インデックス構成銘柄の組入基準の見直しを行う。
- 日々の運営管理および定期的な見直しの結果生じた構成銘柄の変更を公表する。
- 野村総合研究所のデータ・サービスを通じて、または、直接、本インデックスの配信を行う。

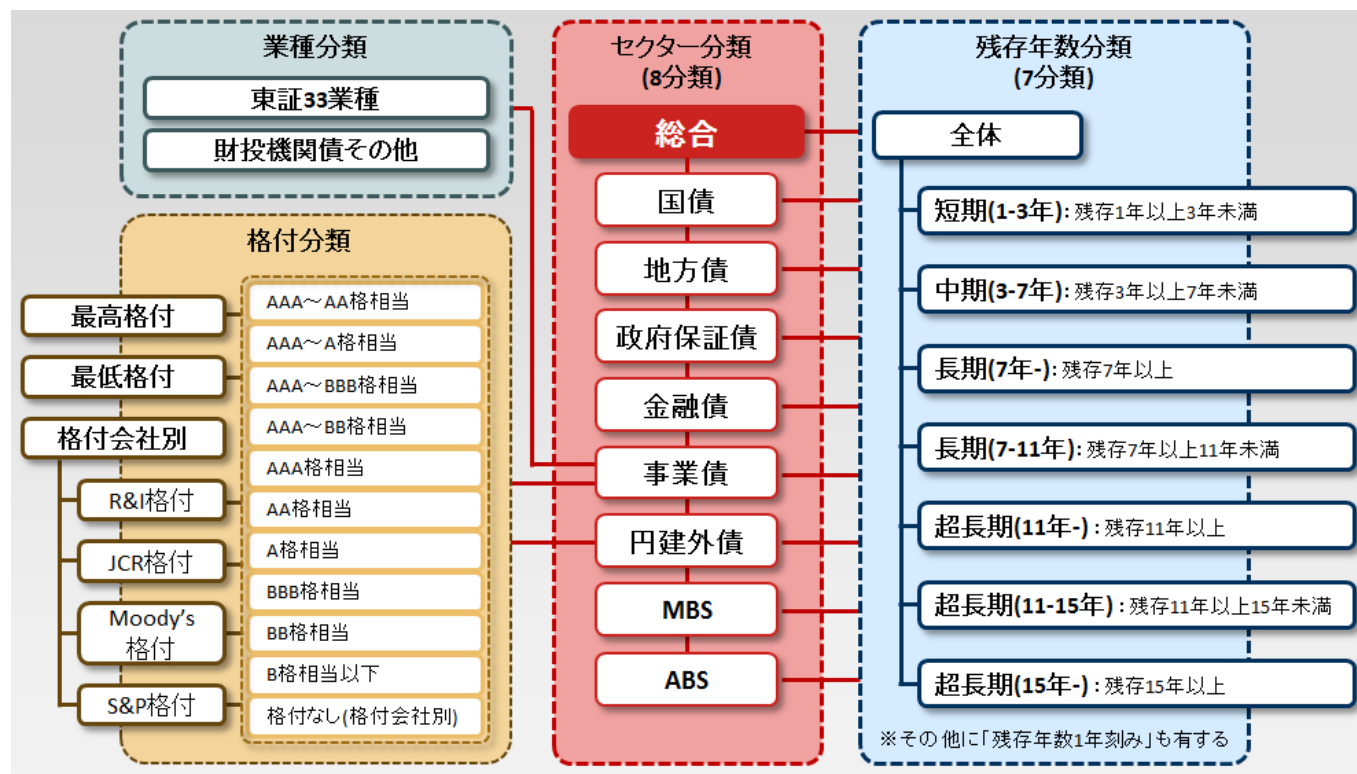
NOMURA-BPI/Extended は、以下のような目的での利用を想定している。

- 投資政策(戦略的アセットアロケーション)の策定
- マネジャー・ストラクチャーの策定
- 運用ベンチマークとしての利用
- ポートフォリオ管理
- パフォーマンス評価
- リスク管理

2. 分類方法

NOMURA-BPI/Extended ではセクター、残存年数、業種、格付といった観点から分類し、これらのサブインデックスの投資収益指数やポートフォリオ指標を算出し、公表している。

図表 1: NOMURA-BPI/Extended の体系図



出所: 野村

なお、サブインデックスの名称は以下を基本とするがこの限りではない。

NOMURA-BPI/Extended (セクター分類) <業種分類> <格付分類> <残存年数分類>

分類名の間はスペース。また、<>内の分類が全体を表す場合、省略可。

2.1 セクター分類

・NOMURA-BPI/Extended では、組入対象となる銘柄を 8 つのセクターに分類している(図表 1)。

● 国債

日本国政府が発行する債券。なお、発行時の年限別(2 年、5 年、10 年、20 年)といったサブセクターがある。

● 地方債

地方公共団体および地方公共団体金融機構(旧公営企業金融公庫・旧地方公営企業等金融機構)の発行する債券。ただし、元金および利金の支払に日本国政府による保証が付いている債券¹は含まれない。なお、地方公共団体とその他地方債の二つのサブセクターに大きく分けられ、地方公共団体はさらに東京都債、五大都市債、その他の三つのサブセクターに分けられる。

● 政府保証債

政府系機関または特殊法人が発行する債券のうち、元金および利金の支払に日本国政府による保証が付いている債券²。なお、地方公営企業債、その他政府保証債といったサブセクターがある。

● 金融債

特定の金融機関が特別法(長期信用銀行法等)に基づき発行する債券(いわゆる募集発行の利付金融債)。なお、特定金融債³、金融債(除く特定金融債)といったサブセクターがある。

● 事業債

国内の事業会社が発行する債券。また、政府系機関または特殊法人の発行する債券のうち、元金および利金の支払に日本国政府による保証が付いていない債券を含む。業種別、格付別のサブインデックスがある。

● 円建外債

外国の発行体が日本国内市場において円建てで発行する債券。格付別のサブインデックスがある。

● MBS (Mortgage Backed Securities)

不動産担保融資の債権を担保として発行される債券。

● ABS (Asset Backed Securities)

各種資産を裏付けとして発行される債券。なお、生命保険会社の基金債・劣後ローン債、投資法人債、財政融資資金貸付金 ABS といったサブセクターがある。

¹ 政府保証債として取り扱う。

² 政府系機関または特殊法人が発行する債券のうち、元金および利金の支払に日本国政府による保証が付いていない債券は事業債として取り扱う。

³ 特定金融債とは、ポートフォリオ確定日における格付会社4社の格付がすべて BBB 格相当以下の金融債と定義する。ただし、金融債に個別銘柄格付が付されていない場合には、当該金融機関が発行する優先債に対する格付あるいは発行体格付をもとに分類する。

その他として、NOMURA-BPI/Extended 除く国債、NOMURA-BPI/Extended 除く特定金融債、NOMURA-BPI/Extended 除く ABS、NOMURA-BPI/Extended 除く MBS、NOMURA-BPI/Extended 除く MBS・ABS といった特定のセクターを除いたサブインデックスがある。

2.2 残存年数分類

NOMURA-BPI/Extended では、当月末日時点の残存年数をもとに以下の7つの残存年数別に分類している(図表2)。また、セクター別には1年~40年までの1年刻みのサブインデックスがある。残存年数には、最終償還日までの残存年数である「残存年数(至償還)」と将来元本キャッシュフローを用いて加重平均した「残存年数(途中償還考慮)」の2種類があるが、NOMURA-BPI/Extended では、前者の「残存年数(至償還)」を用いて残存年数分類を行っている。

図表 2: 残存年数分類

名称	残存年数(至償還)
短期(1-3 年)	1 年以上 3 年未満
中期(3-7 年)	3 年以上 7 年未満
長期(7 年-)	7 年以上
長期(7-11 年)	7 年以上 11 年未満
超長期(11 年-)	11 年以上
超長期(11-15 年)	11 年以上 15 年未満
超長期(15 年-)	15 年以上

出所: 野村

2.3 業種分類(事業債)

事業債については、東証 33 業種分類に「財投機関債その他」を加えた 34 の業種別に分類している(図表 3)。

図表 3: 事業債の業種分類

水産・農林業	鉱業
建設業	食料品
繊維製品	パルプ・紙
化学	医薬品
石油・石炭製品	ゴム製品
ガラス・土石製品	鉄鋼
非鉄金属	金属製品
機械	電気機器
輸送用機器	精密機器
その他製品	電気・ガス業
陸運業	海運業
空運業	倉庫・運輸関連業
情報・通信業	卸売業
小売業	銀行業
証券、商品先物取引業	保険業
その他金融業	不動産業
サービス業	財投機関債その他 ⁴

出所: 野村

⁴ 設立根拠法があり、かつ非上場である法人が発行する債券。

2.4 格付分類(事業債および円建外債)

2.4.1 格付の判定

事業債および円建外債については、格付別のサブインデックスがある。なお、格付分類は、発行体格付ではなく、各銘柄に付与された個別銘柄格付をもとに分類している(図表 4)。個別銘柄格付が付与されない場合は、みなし格付で分類される。なお、長期優先債務格付や発行体格付は考慮していない。

- **NOMURA-BPI/Extended におけるみなし格付**

個別銘柄格付が付与されていない銘柄(以下、格付未付与銘柄)の個別銘柄格付は、以下の全ての条件を満たす銘柄に付与されているものと同等の個別銘柄格付が付与されたとみなす。こうして付与された個別銘柄格付をみなし格付と定義する。

- ・同一発行体であること
- ・同一発行条件(財務上の特約や信用補完の有無など)であること⁵
- ・同一の格付会社によって付与された格付であること
- ・残存年数(至償還)が1年以上であること

なお、みなし格付は「○格相当」と表現する。

2.4.2 格付分類方法

- **最高格付**

格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)、Moody's、S&P の4社から付与された格付のうち最も高い格付で分類する⁶。

- **最低格付**

最高格付同様、格付会社4社のうち最も低い格付で分類する。

- **格付会社別格付**

格付会社別格付によって分類する。

⁵ 実質的ディフィゼンス銘柄は同一発行体の無担保優先債務とは異なる銘柄とみなす。

⁶ 格付分類方法が「最高格付」の場合、AAA～AA 格相当(以下、「格相当」省略)、AAA～A、AAA～BBB、AAA、AA、A、BBB の区分だけが存在する。

図表 4: 格付分類

セクター	格付分類方法	区分
事業債	・最高格付 ・最低格付 ・格付会社別 (R&I 格付) (JCR 格付) (Moody's 格付) (S&P 格付)	AAA～AA 格相当 AAA～A 格相当 AAA～BBB 格相当 AAA～BB 格相当 AAA 格相当 AA 格相当 A 格相当 BBB 格相当 BB 格相当 B 格相当以下 格付なし(格付会社別)
円建外債	・最高格付 ・最低格付 ・格付会社別 (R&I 格付) (JCR 格付) (Moody's 格付) (S&P 格付)	AAA～AA 格相当 AAA～A 格相当 AAA～BBB 格相当 AAA～BB 格相当 AAA 格相当 AA 格相当 A 格相当 BBB 格相当 BB 格相当 B 格相当以下 格付なし(格付会社別)
事業債＋円建外債	・最高格付	AAA～AA 格相当 AAA～A 格相当 AAA～BBB 格相当 AAA 格相当 AA 格相当 A 格相当 BBB 格相当

出所: 野村

3. 定期入替

NOMURA-BPI/Extended では、毎月、ポートフォリオの入替を実施している。
確定日に翌月ポートフォリオを決定する。

3.1 定期入替日

毎月第 1 営業日を定期入替日とし、入替は定期入替日の前営業日の取引終了後に実施する。

3.2 ポートフォリオ確定日

原則として以下の 2 つのうち、どちらか早い日付を NOMURA-BPI/Extended の翌月ポートフォリオの確定日とする。

- 毎月 25 日の翌営業日
- 毎月月末 4 営業日前

ただし、ポートフォリオ確定日からその月の末日までに影響の大きい国債発行が見込まれる場合は、事前にアナウンスの上、ポートフォリオ確定日を変更することがある。

3.3 定期入替基準日

確定日の前日を定期入替基準日とし、原則、基準日までに取得できる公表情報を用いてポートフォリオ確定日に翌月ポートフォリオを決定する。

3.4 定期入替の公表

定期入替の情報は野村総合研究所のデータ・サービス等を通じて公表される。
ただし、突発的な事象などにより直前まで情報が確定できない場合はこの限りではない。

4. 銘柄選定基準

4.1 翌月ポートフォリオ組入基準⁷

定期入替基準日において次のポートフォリオ組入基準を全て満たしている銘柄を翌月ポートフォリオに組入れる。

図表 5: NOMURA-BPI/Extended 総合の組入基準

発行形態	国内発行の公募債券	
通貨	円貨	
クーポン	固定	
残存額面	10億円以上	
残存年数	1年以上	
格付	国債、地方債、政府保証債、金融債	… 格付基準なし
	事業債、円建外債、MBS、ABS	… BBB 格相当以上
発行日	国債	確定日までに発行される銘柄 ⁸
	金融債	確定日の前々月末日までに発行される銘柄
	その他	確定日の前月末日までに発行される銘柄

出所: 野村

4.1.1 発行形態

国内で発行される公募債券であること。なお、以下は組入対象としない。

- ・ 市中発行方式以外により発行される国債(個人向けや新窓販、日銀乗換分等)
- ・ 抛出国債・出資国債
- ・ 個人向け社債
- ・ 住民参加型市場公募地方債(ミニ公募地方債)
- ・ 転換社債、ワラント付社債
- ・ 債券担保証券(Collateralized Bond Obligation, CBO)、ローン担保証券(Collateralized Loan Obligation, CLO)
- ・ 不動産担保証券(MBS)のうち、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)が発行する住宅ローンを担保とする貸付債権担保住宅金融支援機構債券および貸付債権担保住宅金融公庫債券のいずれにも該当しない債券
- ・ 資産担保証券(ABS)のうち、生命保険会社の基金・劣後ローン債、投資法人債および財政融資資金貸付金 ABS のいずれにも該当しない債券
- ・ TOKYO PRO-BOND Market 上場債のうち金融商品取引法上の開示規制に服する債券(金融商品取引法第3条に規定される適用除外有価証券ではない有価証券)

4.1.2 通貨

発行(払込)・利払・償還がいずれも円貨である債券を組入対象とする。

⁷ NOMURA-BPI/Extended は債券の流通市場全体の動向を表す指標であり、これまでの市場環境の変化に伴い、組入基準を見直してきている。このような組入基準の変遷については付録を参照されたい。

⁸ このルールは 2018 年 5 月ポートフォリオ確定日(2018 年 4 月 24 日)より適用される。なお、それ以前は、「確定日の属する月の月末日までに発行される銘柄」としていた。

4.1.3 クーポン

発行時から満期までのクーポンが一定であること。なお、以下は組入対象としない。

- ・ ステップ・アップ債
- ・ 発行当初は固定金利だが、ファーストコール日以降に変動金利に変わる債券(Fix to Float)
- ・ 割引債
- ・ 利子一括債
- ・ 支払繰延債
- ・ 永久債

4.1.4 残存額面

定期入替基準日の翌月末営業日時点での残存額面が 10 億円以上であること。

4.1.5 残存年数(至償還)

定期入替基準日の翌月末日から全額償還日までの日数(片端入れ・2月29日も算入)が 365 日以上であること。

4.1.6 格付

事業債、円建外債、MBS、ABS については、定期入替基準日時点の格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)、Moody's、S&P のいずれかの格付で BBB 格相当以上となった銘柄、すなわち最高格付が BBB 格相当以上であること。格付の詳細については、「2.4 格付分類(事業債および円建外債)」を参考のこと。

4.1.7 発行日

銘柄の発行日が以下を満たしていること。

- ・ 国債：ポートフォリオ確定日までに発行された銘柄⁹
- ・ 金融債：ポートフォリオ確定日の前々月末日までに発行された銘柄
- ・ その他：ポートフォリオ確定日の前月末日までに発行された銘柄

4.1.8 その他特性に対する取扱い

● 劣後債

優先債か劣後債の違いは銘柄選定において考慮しない。

● バーゼル III 対応の債券

ベイルイン条項もしくは実質破綻時免除特約の有無は銘柄選定において考慮しない。

⁹ このルールは 2018 年 5 月ポートフォリオ確定日(2018 年 4 月 24 日)より適用される。なお、それ以前は、「確定日の属する月の月末日までに発行される銘柄」としていた。

- **コール条項、プット条項がついた債券**

コール条項（期限前償還条項、繰上償還条項）あるいはプット条項の有無は銘柄選定において考慮しない。

4.1.9 ファースト・エントリー・ルール

本ルールブックに記載されている組入基準では組入可否が決定できない性質をもつ債券に関しては、原則として、当該銘柄の発行日から一定のモニタリング期間を設けた上で調査を行い、その組入可否を判断する。モニタリング期間の前後にはアナウンスを行う。ただし、規制・制度変更など公開情報により当該銘柄の組入可否の根拠が明確になる場合には、モニタリング期間を設けず組入可否についてアナウンスを行う。

4.1.10 その他

ポートフォリオ確定日以降、重大な事項が発生した場合は、事前にアナウンスの上、組入対象とすることがある。

4.1.9 その他特性に対する取扱い

- 劣後債

弁済順位によって組入は判定されない。例えば、弁済順位が低い劣後債であっても、組入基準を満たしていれば組入対象となる。

- バーゼル III 対応の債券

ペイルイン条項もしくは実質破綻時免除特約付債券であっても、組入基準を満たしていれば組入対象となる。

- コール条項、プット条項がついた債券

コール条項あるいはプット条項の有無によって組入は判定されない。例えばコール条項の付された債券であっても、組入基準を満たしていれば組入対象となる。

4.2 翌月ポートフォリオ除外基準

定期入替基準日において、図表 5 のうち、以下の除外基準のいずれかに抵触する銘柄を翌月ポートフォリオから除外する。

4.2.1 残存額面

定期入替基準日の翌月末営業日時点の残存額面¹⁰が 10 億円未満となる銘柄を除外対象とする。

なお、MBS セクターにおける翌月末営業日時点の銘柄 *i* の残存額面は住宅金融支援機構が公表する実績ファクター¹¹とリスケジュール・ファクター¹²を用い、以下の通り計算する。

残存額面 i (翌月末営業日) = 当初発行額面 i (発行日時点) × 実績ファクター i (翌月)

ただし、定期入替基準日までに実績ファクター(翌月)が公表されていない場合は、以下の通り定義した予定ファクターを用いて翌月末営業日時点の銘柄 *i* の残存額面を計算する。

残存額面 i (翌月末営業日) = 当初発行額面 i (発行日時点) × 予定ファクター i (翌月)

予定ファクター i (翌月) = 実績ファクター i (当月) × $\frac{\text{リスケジュール・ファクター}i(\text{翌月})}{\text{リスケジュール・ファクター}i(\text{当月})}$

なお、翌月が銘柄 *i* の繰上償還月(4 月もしくは 10 月)に該当し、定期入替基準日における繰上償還予定回数の当月の実績ファクター(3 月もしくは 9 月)が 10%以下となる場合には、翌月の予定ファクター(4 月もしくは 10 月)は 0%とする。

¹⁰ ポートフォリオ確定日より後に発行される追加発行分は含まず。

¹¹ 実績ファクターとは、当初発行総額に対する未償還残高総額(当月支払(予定)考慮後)の残高割合である。各銘柄における翌月の実績ファクターは毎月 25 日(25 日が休日の場合は前営業日)に住宅金融支援機構のホームページで公表される。

¹² リスケジュール・ファクターとは、当該銘柄の発行日からそれまでの回収実績を考慮して更新された予定残高の割合である。更新されたリスケジュール・ファクターは、翌月の実績ファクターと同じく毎月 25 日(25 日が休日の場合は前営業日)に住宅金融支援機構のホームページで公表される。

4.2.2 残存年数(至償還)

定期入替基準日の翌月末日から全額償還日までの日数(片端入れ・2月29日も算入)が365日未満となる銘柄は、翌月ポートフォリオから除外する。

4.2.3 格付

事業債、円建外債、MBS、ABSについては、定期入替基準日時点の格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)、Moody's、S&Pの全ての格付がBB格以下となった銘柄、すなわち最高格付がBB格相当以下の銘柄を除外対象とする。格付の詳細については、「2.4 格付分類(事業債および円建外債)」を参考のこと。

4.2.4 その他

ポートフォリオ確定日以降、全額繰上償還あるいは債務不履行、またはそれに類する重大な事項が発生した場合は、事前にアナウンスの上、翌月ポートフォリオの除外対象とすることがある。

5. 臨時入替

原則として、ポートフォリオ確定日に決定された翌月ポートフォリオは、確定日の翌月末営業日まで固定されるが、ポートフォリオ確定日から月末営業日までに以下に該当することが判明した場合は、所定のタイミングで臨時入替を行う。

5.1 債務不履行もしくは全額繰上償還銘柄の除外

- ・ 債務不履行

債務不履行に陥った銘柄は最終取引日の翌営業日に除外する。

- ・ 全額繰上償還

全額繰上償還があった銘柄は全額繰上償還日に除外する。

5.2 その他臨時入替

5.1 以外に重大な事項が発生した場合は、事前にアナウンスの上、臨時入替を行うことがある。

5.3 臨時入替の公表

臨時入替の情報は、野村総合研究所のデータ・サービス等を通じて公表される。ただし、突発的な事象などにより直前まで情報が確定できない場合はこの限りではない。

6. 指数計算

6.1 指数値の計算方法

6.1.1 累積投資収益指数(トータル指数)

投下元本に対してのキャピタル・ゲインとインカム・ゲインを合算した収益を指数化したものである。インデックス・ポートフォリオを前月末営業日に経過利子込の価格で取得したと考え、評価日当日の時価総額(経過利子込)に取得時から評価日当日までの償還金と利払金の合計を加え、評価日当日の指数値を算出する。ただし、償還金や利払金はその発生日に無利息のキャッシュとして受け取ったものとし、これらは次回定期入替時に再投資されるものとする。また、祝日もしくは休日に発生する利払金は翌営業日に反映される。

$$BPI_{(today)} = BPI_{(e.l.m.)} \times \frac{MVLt_{(today)} + CF_{(e.l.m.,today)}}{MVLt_{(e.l.m.)}}$$

ただし、

$$MVLt_{(i)} = P_{(i)} \times Amount_{(i)} \times \frac{1}{100}$$

$BPI_{(today)}$: 当日の累積投資収益指数

$BPI_{(e.l.m.)}$: 前月末営業日の累積投資収益指数

$MVLt_{(today)}$: 当日の時価総額(経過利子込)

$MVLt_{(e.l.m.)}$: 前月末営業日の時価総額(経過利子込)

$CF_{(e.l.m.,today)}$: 前月末営業日から当日までの償還金と利払金の合計

$P_{(i)}$: 時点 i の時価単価(経過利子込)

$Amount_{(i)}$: 時点 i の残存額面

6.1.2 元本累積投資収益指数(キャピタル指数)

投下元本に対してのキャピタル・ゲインによる収益を指数化したものである。インデックス・ポートフォリオを前月末営業日に経過利子込の価格で取得したと考へ、評価日当日の時価総額(経過利子含まず)に取得時から評価日当日までの償還金を加え、評価日当日の指数値を算出する。ただし、償還金はその発生日に無利息のキャッシュとして受け取ったものとし、これらは次回定期入替時に再投資されるものとする。

$$BPI_{C(today)} = BPI_{C(e.l.m.)} \times \left(1 + \frac{MVL_{C(today)} - MVL_{C(e.l.m.)} + RD_{(e.l.m.,today)}}{MVL_{t(e.l.m.)}} \right)$$

ただし、

$$MVL_{C(i)} = SP_{(i)} \times Amount_{(i)} \times \frac{1}{100}$$

$BPI_{C(today)}$	: 当日の元本累積投資収益指数
$BPI_{C(e.l.m.)}$	: 前月末営業日の元本累積投資収益指数
$MVL_{C(today)}$	: 当日の時価総額(経過利子含まず)
$MVL_{C(e.l.m.)}$	: 前月末営業日の時価総額(経過利子含まず)
$MVL_{t(e.l.m.)}$	: 前月末営業日の時価総額(経過利子込)
$RD_{(e.l.m.,today)}$	: 前月末営業日から当日までの償還金
$SP_{(i)}$	: 時点 i の時価単価(経過利子含まず)
$Amount_{(i)}$	: 時点 i の残存額面

6.2 投資収益率¹³

6.2.1 トータル・リターン(年率換算)

$$Rt(m,n) = \left(\frac{BPI(n)}{BPI(m)} - 1 \right) \times \frac{365}{\Delta t_D}$$

なお、時点 m は時点 n より過去の時点とする。

$Rt(m,n)$	: 時点 m から時点 n までのトータル・リターン
$BPI(i)$	: 時点 i の投資収益指数
$\Delta t_D (> 0)$	: 時点 m から時点 n までの経過日数(片端)

6.2.2 キャピタル・リターン(年率換算)

$$Rc(m,n) = \left(\frac{BPI_{C(n)}}{BPI_{C(m)}} - 1 \right) \times \frac{365}{\Delta t_D}$$

なお、時点 m は時点 n より過去の時点とする。

¹³ 1993年9月30日以前の投資収益率は月次のみ計算。

$Rc(m, n)$	: 時点 m から時点 n までのキャピタル・リターン
$BPIc(i)$	: 時点 i の元本投資収益指数
$\Delta t_D(> 0)$	: 時点 m から時点 n までの経過日数(片端)

6.2.3 インカム・リターン(年率換算)

$$Ri(m, n) = Rt(m, n) - Rc(m, n)$$

なお、時点 m は時点 n より過去の時点とする。

$Ri(m, n)$	: 時点 m から時点 n までのインカム・リターン
$Rt(m, n)$	: 時点 m から時点 n までのトータル・リターン
$Rc(m, n)$	: 時点 m から時点 n までのキャピタル・リターン

6.3 評価時価

NOMURA-BPI/Extended の計算に用いる銘柄の評価時価は、以下の優先順位で採用される。

- ・ 債券標準価格(JS Price)
- ・ 野村証券評価・算定時価

なお、上記は受渡日ベースの時価であり、指数値や各指標を算出する際には受渡日ベースの時価を約定日ベースに割り戻して用いている。

JS Price は日本経済新聞社、日経金融工学研究所、野村総合研究所、野村証券の4社が、時価会計における債券時価評価のための価格として共同で開発し運営している。JS Price は4社で考案した精査ロジックフィルターを通し、銘柄ごとの価格の相対的・絶対的な異常性をチェックしている。また、JS Price は公募・非公募の国内債を中心に合計で約1万2000銘柄以上を収録しており、インデックスの構成銘柄をほぼ100%網羅している。また、日々の時価提供の継続性も高い。

また、野村証券評価・算定時価は野村証券グローバル・マーケッツ部門によって算出された価格であり、野村証券は国内債券市場における主要な金融商品取引業者であり、業者間取引及び顧客との取引を活発に行っているため、国内債券の実取引や気配等を十分に観測できる立場にある。

6.4 主な指数値の公表開始日と基準値

主なインデックスの基準日と公表開始日の概略は以下の通り。指数ごとに基準日が異なる。

インデックス	基準日(=基準値)	公表開始月
NOMURA-BPI/Extended 総合	1983年12月28日(=100) ¹⁴ (ただし、1995年12月29日までは NOMURA-BPI 総合と同じ)	2000年10月
NOMURA-BPI/Extended MBS	2003年3月31日(=100)	2003年4月
NOMURA-BPI/Extended 除く ABS	1983年12月28日(=100) ¹⁵ (ただし、1995年12月29日までは NOMURA-BPI 総合と同じ)	2008年4月

¹⁴ ただし、1993年8月31日以前は月次で指数値を算出。

¹⁵ ただし、1993年8月31日以前は月次で指数値を算出。

7. 指標の定義

7.1 個別銘柄指標の定義

個別銘柄のリスク・リターン指標は、以下のように定義される。

ただし、MBS セクターの将来キャッシュフローやリスク・リターン指標の定義は「債券インデックスハンドブック」(2016年5月31日)を参照のこと。

- 直接利回り CY (%)

$$CY = \frac{Cpn \times FV}{SP}$$

SP : 裸値段(円)

Cpn : 利率(%)

FV : 償還価格(100 円)

- 単利利回り SY (%)

$$SY = \frac{Cpn + \frac{FV - SP}{Yr}}{SP} \times 100$$

SP : 裸値段(円)

Cpn : 利率(%)

FV : 償還価格(100 円)

Yr : 残存年数(至償還)(年)

- 複利利回り r (%)

下記式を満たす r を計算する。

$$P = \sum_i CF_i \times \left(1 + \frac{r}{100} \times \frac{1}{2}\right)^{-2t_i}$$

P : 時価単価(経過利子込)

CF_i : i 番目の将来キャッシュフロー(円)

t_i : CF_i が発生するまでの年数(年)

ただし、将来キャッシュフロー CF_i は元本および利払いを含む（限定がない場合は、以下同様）。

- **T スプレッド $Tspd$ (%)**

$$Tspd = r - \bar{r}$$

ただし、 $Tspd$ の算出対象となる銘柄と同じ将来キャッシュフローを有する国債を想定し、その国債の時価単価(経過利子込) $\bar{P}$ を以下の通り算出する。

$$\bar{P} = \sum_i CF_i \times DF(t_i)$$

$\bar{P}$ に対する複利利回り $\bar{r}$ (%) を以下の通り計算する。

$$\bar{P} = \sum_i CF_i \times \left(1 + \frac{\bar{r}}{100} \times \frac{1}{2}\right)^{-2t_i}$$

CF_i : i 番目の将来キャッシュフロー(円)

$DF(t_i)$: t_i 時点に対応する年限における国債の割引係数¹⁶

t_i : CF_i が発生するまでの年数(年)

- **残存年数(途中償還考慮) WAL (Weighted Average Life, 年)**

$$WAL = \frac{\sum_i t_i \times CFP_i}{\sum_i CFP_i}$$

t_i : CFP_i が発生するまでの年数(年)

CFP_i : i 番目の将来元本キャッシュフロー

- **デュレーション D (年)**

$$D = \sum_i \frac{CF_i \times \left(1 + \frac{r}{100} \times \frac{1}{2}\right)^{-2t_i} \times t_i}{P}$$

CF_i : i 番目の将来キャッシュフロー(円)

t_i : CF_i が発生するまでの年数(年)

P : 時価単価(経過利子込)

- **修正デュレーション mD**

$$mD = \frac{D}{1 + \frac{r}{100} \times \frac{1}{2}} \left(= -\frac{1}{P} \frac{dP}{dr} \right)$$

P : 時価単価(経過利子込)

¹⁶ NOMURA パーイールド・モデルによって算出された国債の割引係数を指す。

- コンベキシティ CV

$$CV = \sum_i \frac{CF_i \times \left(1 + \frac{r}{100} \times \frac{1}{2}\right)^{-2t_i-2} \times t_i \times \left(t_i + \frac{1}{2}\right)}{P} \quad \left(= -\frac{1}{P} \frac{d^2 P}{dr^2}\right)$$

CF_i : i 番目の将来キャッシュフロー(円)

t_i : CF_i が発生するまでの年数(年)

P : 時価単価(経過利子込)

- 実効デュレーション $EffD$ 、実効コンベキシティ $EffCV$

$$EffD = \frac{1}{P} \sum_i t_i \times CF_i \times DF(t_i) \times \exp(-\alpha t_i)$$

$$EffCV = \frac{1}{P} \sum_i t_i^2 \times CF_i \times DF(t_i) \times \exp(-\alpha t_i)$$

ここで、イールドカーブスプレッド α は以下の式を満たす。

$$P = \sum_i CF_i \times DF(t_i) \times \exp(-\alpha t_i)$$

CF_i : i 番目の将来キャッシュフロー(円)

$DF(t_i)$: t_i 時点の対応する年限における国債の割引係数¹⁷

t_i : CF_i が発生するまでの年数(年)

P : 時価単価(経過利子込)

7.2 ポートフォリオ指標の定義

ポートフォリオ指標は、インデックス・ポートフォリオの個別銘柄指標をもとに計算される。算出には図表 6 に示す計算方法で加重平均する。

図表 6: ポートフォリオ指標の計算方法

指標	計算方法
利率 残存年数(至償還) 残存年数(途中償還考慮) 時価単価(経過利子込) 時価単価(経過利子含まず)	残存額面加重平均
直利 単利 複利 T スプレッド	時価総額(経過利子含まず)加重平均
デュレーション 修正デュレーション コンベキシティ 実効デュレーション 実効コンベキシティ	時価総額(経過利子込)加重平均

出所: 野村

¹⁷ NOMURA パーイールド・モデルによって算出された国債の割引係数を指す。

付録 1：過去のインデックス構成ルール

NOMURA-BPI/Extended 総合における構成銘柄のセクター変更 の変遷

図表 7: NOMURA-BPI/Extended 総合における構成銘柄のセクター変更の変遷

2003年5月	石油公団法の廃止により石油債券の一部が国へ継承される。そのため当該の政府保証石油債券の銘柄種別セクターを政府保証債から国債へ変更。
2004年1月	「電源開発促進法」の廃止を受けて、電源開発株式会社債券の事業債業種別セクターを「財投機関債その他」から「電力・ガス業」に変更。
2004年2月	2003年5月における変更と同じく、国へ継承された政府保証石油債券の銘柄種別セクターを政府保証債から国債へ変更。
2005年1月	格付会社ごとの格付分類によるポートフォリオ指標の公表。
2009年4月	公営企業金融公庫および地方公営企業等金融機構の発行する債券を以下のように分類。 政府保証が付いている公営企業債：政府保証債(従来通り) 政府保証が付いていない公営企業債：事業債(2009年3月まで)、地方債(2009年4月以降) 地方公共団体金融機構が発行する債券：事業債(2009年3月まで)、地方債(2009年4月以降)

出所：野村

NOMURA-BPI/Extended 総合の定期入替・組入基準の変遷

図表 8: NOMURA-BPI/Extended 総合の定期入替・組入基準の変遷

2002年6月	ポートフォリオの組入判断基準日を月末最終営業日から25日に変更し、これに伴い組入基準を次の通りに変更。 ・当月25日時点での格付をもって、組入判断を行う。 ・当月25日時点までの情報による翌月末日時点での残存額面によって、組入判断を行う。
2003年4月 2005年6月	貸付債権担保住宅金融公庫債券 MBS を組入れる。 翌月ポートフォリオの確定日を ・25日の翌営業日 ・月末最終営業日から3営業日前 のうち、早い日付に変更する。なお、定期入替基準日については、確定日の前日とする。 (注)ポートフォリオ確定日は、当月発行の国債の入札が確定日の翌日以降となる場合、変更することがある。
2008年4月	一部の資産担保証券 ABS(生命保険会社の基金・劣後ローン債、投資法人債、財政融資資金貸付金 ABS)を組入対象とする。
2014年4月 2019年10月	個人向け債券(個人向け社債および住民参加型地方債)を組入対象外とする。 一律組入対象外としてきた TOKYO PRO-BOND Market 上場債の条件を変更。

出所：野村

評価時価の変遷

図表 9: 評価時価の変遷

	上場債		非上場
	国債	国債以外	
2000 年 10 月 01 日 - 2002 年 02 月 01 日	野村証券評価・算定時価レート		
2002 年 02 月 02 日 - 現在	債券標準価格(JS Price)優先、 なければ野村証券評価・算定時価		

出所：野村

付録2：データ公開サービス

累積投資収益指数等の指数値やポートフォリオ指標の提供は次の通り。

NOMURA-BPI/Extended 提供メディア

- 野村証券 証券市場インデックス ホームページ

<http://qr.nomura.co.jp/jp/bpi/index.html>

- Quick

NRIJ001 ガイダンス

NRIJ112-NRIJ119 NOMURA-BPI/Extended

- Reuters

NMSBPI NOMURA-BPI/Extended ガイダンス

- Bloomberg

NBPI<GO> NOMURA-BPI/Extended ガイダンス

- 時事通信社

BPIXG/12400 NOMURA-BPI/Extended 総合 累積投資収益指数

翌月ポートフォリオ等の詳細なデータ

指数値および個別銘柄情報に関する詳細なデータは野村総合研究所のデータ・サービスである「IDS」等を通じて利用が可能。

お問い合わせ先：野村総合研究所 投資情報サービス事業部

電話：045-613-7200

e-mail：ids-sales@nri.co.jp

インデックスに関するお問い合わせ

ベンチマーク利用等、インデックスに関するお問い合わせは以下の通り。

野村證券株式会社 金融工学研究センター

インデックス業務室

電話：03-6703-3986

e-mail：bpi@jp.nomura.com

NOMURA-BPI/Extended の知的財産権およびその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、インデックスの利用者およびその関連会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

免責事項

インデックスの算出において、電子計算機の障害もしくは天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、インデックスの公表を延期または中止することがあります。また、野村證券は、インデックスがいかなる場合においても正確であることを保証するものではなく、インデックスの数値に誤りが発生しても、それにより生じた損失に対して、野村證券は一切の責任を負いません。

付録3：指数に関する方針書

指数に関する方針書及び関連する規制対応についての以下文書は、野村証券ホームページに公開している。

詳細については以下参照。

<http://qr.nomura.co.jp/jp/guides/index.html>

- 指数算出に関する方針書
- 不服処理に関する方針書
- 用語集(債券)
- ガバナンス体制に関する方針書
- 利益相反に関する方針書

Appendix A-1

アナリスト証明

私 インデックス 業務室は、(1)レポートに記述されている全ての見方が私のここで議論した全ての証券や発行企業に対する私の見方を正確に反映していることを保証いたします。(2)さらに、私は私の報酬が、直接的あるいは間接的にこのレポートで議論した推奨や見方によって、現在、過去、未来にわたって一切影響を受けないこと、ならびに、(3)米国の NSI、英国の NIP あるいはその他の野村のグループ企業が行ったいかなる投資銀行案件とも関係ないことを保証いたします。

重要なディスクロージャー

リサーチのオンライン提供と利益相反に関するディスクロージャー

野村グループのリサーチは、www.nomuranow.com/research、ブルームバーグ、キャピタル IQ、ファクトセット、ロイター、トムソン・ワンでご覧いただけます。重要なディスクロージャーにつきましては、<http://go.nomuranow.com/research/globalresearchportal/pages/disclosures/disclosures.aspx>にてご参照いただくか、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インクまたはインスティテット LLC(1-877-865-5752)までお申し出ください。ウェブサイトへのアクセスでお困りの場合には grpsupport@nomura.com にお問い合わせください。

本レポートを作成したアナリストは、その一部は投資銀行業務によって得ている会社の総収入など、様々な要素に基づく報酬を得ています。特に断りがない限り、本レポートの表紙に記載されている米国外のアナリストは、金融取引業規制機構(FINRA)/ニューヨーク証券取引所(NYSE)の規定に基づくリサーチ・アナリストとしての登録・資格を得ておらず、NSI または ILLC の関係者ではない場合があります。また、調査対象企業とのコミュニケーション、公の場で発言、あるいはリサーチ・アナリスト個人が保有する証券の売買に関して、FINRA の規則 2241 や NYSE の規則 472 を適用されない場合があります。

ノムラ・グローバル・フィナンシャル・プロダクツ・インク(「NGFP」)、ノムラ・デリバティブ・プロダクツ・インク(「NDPI」)およびノムラ・インターナショナル plc(「NIplc」)は、商品先物取引委員会および米国先物取引委員会にスワップ・ディーラーとして登録されています。NGFP、NDPI および NIplc は、通常業務として、先物およびデリバティブ商品のトレーディングに従事しており、いずれの商品も本レポートの対象となることがあります。

米国で必要なその他のディスクロージャー

NSI ならびにその関連会社は、通常、このリサーチレポートで言及されている債券あるいはそのデリバティブの取引を行っています。アナリストは、NSI の従業員と情報を交換しています。NSI ならびにその関連会社の債券アナリストは、それぞれがカバーする債券の流動性や価格情報を得るため、トレーディング・デスクの従業員とも情報を交換しています。

評価方法:債券等

野村の債券アナリストならびにストラテジストは、個々の取引推奨を通じ債券や金融商品の価格について見通しを提供しています。これらの推奨は相対価値、相場の方向性及び資産配分に係る取引推奨、ないし、これら三つの組み合わせとなります。個々の取引推奨が内包している証券分析には通常以下の分析が含まれています。

- ・各証券価格とその背景にあるマクロあるいはミクロ経済との乖離に関するファンダメンタル分析
 - ・価格の差異に関する計量分析
 - ・法令諸規則の変更、市場におけるリスク選好の変化、予想外の格付けアクション、発行市場の動向や需給状況などに関するテクニカル要因の分析
- 債券や金融商品に対する推奨期間は個々の推奨で異なります。テクニカル要因に基づく取引推奨はより短期で、通常 3ヶ月未満の期間を対象としています。戦略的な取引推奨はより長期で、通常 3ヶ月を超える期間を対象としています。

EU の市場濫用規制が求める野村の金融市場関連リサーチのグローバルでの評価の分布は以下のとおりです。

55%が Buy(ないしそれと同等の)レーティングであり、この Buy の発行者のうち 25%に対して野村グループは重要な証券サービスを提供しています。

0%が Neutral(ないしそれと同等の)レーティングです。

45%が Sell(ないしそれと同等の)レーティングであり、この Sell の発行者のうち 33%に対して野村グループは重要な証券サービスを提供しています。

2019年7月3日現在

重要な証券サービスは EU の市場濫用規制で定義されています。

野村グループの説明は、ディスクレイマーの冒頭をご参照ください。

ディスクレイマー

本資料は表紙に記載されている野村グループの関連会社により作成されたもので、表紙などに従業員やその協力者が記載されている1社あるいは複数の野村グループの関連会社によって単独あるいは共同で作成された資料が含まれます。ここで使用する「野村グループ」は、野村ホールディングス、およびその関連会社と子会社を指し、また、日本の野村證券(「NSC」)、ドイツのノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ・ヨーロッパ GmbH(「NFPE」)、英国のノムラ・インターナショナル plc(「NIplc」)、米国のノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク(「NSI」)、インスティテット LLC(「ILLC」)、香港の野村国際(「NIHK」)、韓国のノムラ・フィナンシャル・インベストメント(韓国)(「NFIK」)(韓国金融投資協会(「KOFIA」)に登録しているアナリストの情報は KOFIA のイントラネット <http://dis.kofia.or.kr> でご覧いただけます)、シンガポールのノムラ・シンガポール・リミテッド(「NSL」)(登録番号 197201440E、シンガポール金融監督局の監督下にあります)、オーストラリアのノムラ・オーストラリア・リミテッド(「NAL」)(ABN 48 003 032 513)(オーストラリアのライセンス番号 246412、オーストラリア証券投資委員会(「ASIC」)の監督下にあります)、インドネシアの P.T.ノムラ・セキュリタス・インドネシア(「PTNSI」)、マレーシアのノムラ・セキュリティーズ・マレーシア Sdn. Bhd.(「NSM」)、台湾の NIHK 台北支店(「NITB」)、インドのノムラ・フィナンシャル・アドバイザー・アンド・セキュリティーズ(インド)プライベート・リミテッド(「NFASL」)、(登録住所: Ceejay House, Level 11, Plot F, Shivsagar Estate, Dr. Annie Besant Road, Worli, Mumbai- 400 018, India; 電話: +91 22 4037 4037、ファックス: +91 22 4037 4111; CIN 番号: U74140MH2007PTC169116、SEBI 登録番号(株式ブローカーレージ): INZ000255633、SEBI 登録番号(マーチャントバンキング): INM000011419、SEBI 登録番号(リサーチ): INH000001014)が含まれます。リサーチ・レポートの表紙のアナリスト名の横に記載された「CNS タイランド」の記載は、タイのキャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック・カンパニー・リミテッド(「CNS」)に雇用された当該アナリストが、CNS 及び NSL 間のアグリーメントに基づき、NSL にリサーチ・アシスタントのサービスを行っていることを示し

ています。リサーチ・レポートの表紙の従業員氏名の横に記載された「NSFSPL」は、ノムラ・ストラクチャード・ファイナンス・サービス・プライベート・リミテッドに雇用された当該従業員が、インターカンパニー・アグリーメントに基づき、特定の野村の関連会社のサポートを行っていることを示しています。リサーチ・レポートの表紙のアナリスト名の横に記載された「BDO-NS」（「BDO ノムラ・セキュリティーズ・インク」を表します）の記載は、BDO ユニバンク・インク（「BDO ユニバンク」）に雇用され BDO-NS に配属された当該アナリストが、BDO ユニバンク、NSL 及び BDO-NS 間のアグリーメントに基づき、NSL にリサーチ・アシスタントのサービスを行っていることを示しています。BDO-NS は BDO ユニバンクと野村グループのジョイント・ベンチャーで、フィリピンの証券ディーラーです。

本資料は、(i)お客様自身のための情報であり、投資勧誘を目的としたものではなく、(ii)証券の売却の申込みあるいは証券購入の勧誘が認められていない地域における当該行為を意図しておらず、かつ(iii)野村グループに関するディスクロージャー以外は、信頼できると判断されるが野村グループによる独自の確認は行っていない情報源に基づいております。

野村グループに関するディスクロージャー以外は、野村グループは、本資料の正確性、完全性、信頼性、適切性、特定の目的に対する適性、譲渡可能性を表明あるいは保証いたしません。また、本資料および関連データの利用の結果として行われた行為（あるいは行わないという判断）に対する責任を負いません。これにより、野村グループによる全ての保証とその他の言質は許容可能な最大の範囲まで免除されます。野村グループは本情報の利用、誤用あるいは配布に対して一切の責任を負いません。

本資料中の意見または推定値は本資料に記載されている発行日におけるものであり、本資料中の意見および推定値を含め、情報は予告なく変わることがあります。野村グループは本資料を更新する義務を負いません。本資料中の論評または見解は執筆者のものであり、野村グループ内の他の関係者の見解と一致しない場合があります。お客様は本資料中の助言または推奨が各自の個別の状況に適しているかどうかを検討する必要があります。また、必要に応じて、税務を含め、専門家の助言を仰ぐことをお勧めいたします。野村グループは税務に関する助言を提供していません。

野村グループ、その執行役、取締役、従業員は、関連法令、規則で認められている範囲内で、本資料中で言及している発行体の証券、商品、金融商品、またはそれらから派生したオプションやその他のデリバティブ商品、および証券について、自己勘定、委託、その他の形態による取引、買持ち、売持ち、あるいは売買を行う場合があります。また、野村グループ会社は発行体の金融商品の（英国の適用される規則の意味する範囲での）マーケットメーカーあるいはリクイディティ・プロバイダーを務める場合があります。マーケットメーカー活動が米国あるいはその他の地域における諸法令および諸規則に明記された定義に従って行われる場合、発行体の開示資料においてその旨が別途開示されます。

本資料はスタンダード・アンド・プアーズなどの格付け機関による信用格付けを含め、第三者から得た情報を含む場合があります。当該第三者の書面による事前の許可がない限り、第三者が関わる内容の複製および配布は形態の如何に関わらず禁止されております。第三者である情報提供者は格付けを含め、いずれの情報の正確性、完全性、適時性あるいは利用可能性を保証しておらず、原因が何であれ、（不注意あるいは他の理由による）誤りあるいは削除、または当該内容の利用に起因する結果に対する一切の責任を負いません。第三者である情報提供者は、譲渡可能性あるいは特定の目的または利用への適性の保証を含め（ただしこれに限定されない）、明示的あるいは暗黙の保証を行っていません。第三者である情報提供者は格付けを含め、提供した情報の利用に関連する直接的、間接的、偶発的、懲罰的、補償的、罰則的、特別あるいは派生的な損害、費用、経費、弁護料、損失コスト、費用（損失収入または利益、機会コストを含む）に対する責任を負いません。信用格付けは意見の表明であり、事実または証券の購入、保有、売却の推奨を表明するものではありません。格付けは証券の適合性あるいは投資目的に対する証券の適合性を扱うものではなく、投資に関する助言として利用することはお控えください。

本資料中に含まれる MSCI から得た情報は MSCI Inc.（「MSCI」）の独占的財産です。MSCI による事前の書面での許可がない限り、当該情報および他の MSCI の知的財産の複製、再配布あるいは指数などのいかなる金融商品の作成における利用は認められません。当該情報は現状の形で提供されています。利用者は当該情報の利用に関わるすべてのリスクを負います。これにより、MSCI、その関連会社または当該情報の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者は当該情報のすべての部分について、独創性、正確性、完全性、譲渡可能性、特定の目的に対する適性に関する保証を明確に放棄いたします。前述の内容に限定することなく、MSCI、その関連会社、または当該情報の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者はいかなる種類の損失に対する責任をいかなる場合にも一切負いません。MSCI および MSCI 指数は MSCI およびその関連会社のサービス商標です。

Russell/Nomura 日本株インデックスの知的財産権およびその他一切の権利は野村証券株式会社および Frank Russell Company に帰属します。なお、野村証券株式会社および Frank Russell Company は、当インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、インデックスの利用者およびその関連会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

本資料は投資家のお客様にとって投資判断を下す際の諸要素のうちの一つにすぎないとお考え下さい。また、本資料は、直接・間接を問わず、投資判断に伴う全てのリスクについて検証あるいは提示しているのではないことをご了解ください。野村グループは、ファンダメンタル分析、定量分析等、異なるタイプの数々のリサーチ商品を提供しております。また、時間軸の捉え方や分析方法の違い等の理由により、リサーチのタイプによって推奨が異なる場合があります。野村グループは野村グループのポータル・サイト上へのリサーチ商品の掲載および/あるいはお客様への直接的な配布を含め、様々な方法によってリサーチ商品を発表しております。リサーチ部門が個々のお客様の要望に応じて提供する商品およびサービスはお客様の属性によって異なる場合があります。

当レポートに記載されている数値は過去のパフォーマンスあるいは過去のパフォーマンスに基づくシミュレーションに言及したものである場合があります。将来のパフォーマンスを示唆するものとして信頼できるものではありません。情報に将来のパフォーマンスに関する示唆が含まれている場合、係る予想は将来のパフォーマンスを示唆するものとして必ずしも信頼できるものではありません。また、シミュレーションはモデルと想定した簡略化に基づいて行われており、想定が過度に簡略化され、将来のリターン分布を反映していない場合があります。本資料で説明のために作成・発行された数値、投資ストラテジー、インデックスは、EU 金融ベンチマーク規制が定義する「ベンチマーク」としての「使用」を意図したものではありません。

特定の証券は、その価値または価格、あるいはそこから得られる収益に悪影響を及ぼし得る為替相場変動の影響を受ける場合があります。

金融市場関連のリサーチについて：アナリストによるトレード推奨については、以下の 2 通りに分類されます；戦術的 (tactical) トレード推奨は、向こう 3 ヶ月程度の見通しに基づいています；戦略的 (strategic) トレード推奨は、向こう 6 ヶ月から 12 ヶ月の見通しに基づいています。これら推奨トレードについては、経済・市場環境の変化に応じて、適宜見直しの対象となります。また、ストップ・ロスが明記されたトレードについては、その水準を超えた時点で推奨の対象から自動的に外れます。トレード推奨に明記される金利水準や証券のプライスについては、リサーチ・レポートの発行に際してアナリストから提出された時点の、ブルームバーグ、ロイター、野村のいずれかによる気配値であり、その時点で、実際に取引が可能な水準であるとは限りません。

本資料に記載された証券は米国の 1933 年証券法に基づく登録が行われていない場合があります。係る場合、1933 年証券法に基づく登録が行われる、あるいは当該登録義務が免除されていない限り、米国内で、または米国人を対象とする購入申込みあるいは売却はできません。準拠法が他の方法を認めていない限り、いかなる取引もお客様の地域にある野村の関連会社を通じて行う必要があります。

本資料は、NIPIC により英国において投資リサーチとして配布することを認められたものです。NIPIC は、英国のブルーデンス規制機構によって認可され、英国の金融行為監督機構とブルーデンス規制機構の規制を受けています。NIPIC はロンドン証券取引所会員です。本資料は、英国の適用される規則の意味する範囲での個人的な推奨を成すものではなく、あるいは個々の投資家の特定の投資目的、財務状況、ニーズを勘案したものではありません。本資料は、英国の適用される規則の目的のために「適格カウンターパーティ」あるいは「専門的顧客」である投資家のみを対象にしたもので、したがって、当該目的のために「個人顧客」である者への再配布は認められておりません。本資料は、ノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ・ヨーロッパ GmbH（「NFPE」）によ

り欧州経済領域内において投資リサーチとして配布することを認められたものです。NFPE は、フランクフルト/メイン裁判所の商業登記簿に登録された商業登記番号 HRB110223 であるドイツ法下の有限責任会社として組織された会社であり、ドイツ連邦金融監督庁(BaFin)の監督下にあります。

本資料は、香港証券先物委員会の監督下にある NIHK によって、香港での配布が認められたものです。本資料は、オーストラリアで ASIC の監督下にある NAL によってオーストラリアでの配布が認められたものです。また、本資料は NSM によってマレーシアでの配布が認められています。シンガポールにおいては、本資料は NSL により配布されております。NSL は、証券先物法(第 289 条)で定義されるところの認定投資家、専門的投資家もしくは機関投資家ではない者に配布する場合、海外関連会社によって発行された証券、先物および為替に関わる本資料の内容について、法律上の責任を負います。シンガポールにて本資料の配布を受けたお客様は本資料から発生した、もしくは関連する事柄につきましては NSL にお問い合わせください。本資料は米国においては 1933 年証券法のレギュレーション S の条項で禁止されていない限り、米国登録ブローカー・ディーラーである NSI により配布されます。NSI は 1934 年証券取引所法規則 15a-6 に従い、その内容に対する責任を負っております。本資料を作成した会社は、野村グループ内の関連会社が、顧客が入手可能な複製を作成することを許可しています。

野村サウジアラビア、NIplc、あるいは他の野村グループ関連会社はサウジアラビア王国(「サウジアラビア」)での(資本市場庁が定めるところの、)「オーソライズド・パーソンズ」、「エグゼンプト・パーソンズ」、または「インスティテュションズ」以外の者への本資料の配布、アラブ首長国連邦(「UAE」)においては、(ドバイ金融サービス機構が定めるところの、)「マーケット・カウンターパーティー」または「専門的顧客」以外の者への配布、また、カタール国の(カタール金融センター規制機構が定めるところの、)「マーケット・カウンターパーティー」、または「ビジネス・カスタマーズ」以外の者への配布を認めておりません。サウジアラビアにおいては、「オーソライズド・パーソンズ」、「エグゼンプト・パーソンズ」、または「インスティテュションズ」以外の者、UAE の「マーケット・カウンターパーティー」または「専門的顧客」以外の者、あるいはカタールの「マーケット・カウンターパーティー」、または「ビジネス・カスタマーズ」以外の者を対象に本資料ならびにそのいかなる複製の作成、配信、配布を行うことは直接・間接を問わず、係る権限を持つ者以外が行うことはできません。この規定に従わないと、サウジアラビア、UAE、あるいはカタールの法律に違反する行為となる場合があります。

カナダ投資家向け：当レポートは、Investment Industry Regulatory Organization of Canada (「IIROC」) および Canadian Investor Protection Fund の会員である Instinet Canada Limited (「ICL」)により、カナダの投資家向けに配布することを承認されています。ICL の関連会社が作成したリサーチレポート(「関連会社リサーチレポート」)は、当該関連会社の地域におけるリサーチ配布に適用される規則上の要件を満たすよう作成されており、利益相反に係る開示を含んでいます。ICL は、IIROC が必要とするカナダにおける開示が行われていることを確認するために当関連会社リサーチレポートをレビューしました。ICL は、関連会社リサーチレポートの配布に関連して、対価を受取っていません。ICL のリサーチ配信に関するポリシー及び手順に従い、ICL は関連会社リサーチレポートを、電子的にまたは印刷された形で、ICL の現顧客および将来の顧客のみにしか提供しません。ICL は、全ての受領者が同時に関連会社リサーチレポートを利用可能となる及びまたは配布されるよう努めます。当関連会社リサーチレポートは、推奨ではなく、また、いかなる特定の口座の投資対象、金融状況や特定のニーズを考慮しているものでもありません。

台湾上場企業に関するレポートおよび台湾所属アナリスト作成のレポートについて：本資料は参考情報の提供だけを目的としています。お客様ご自身で投資リスクを独自に評価し、投資判断に単独で責任を負っていただく必要があります。本資料のいかなる部分についても、野村グループから事前に書面で承認を得ることなく、報道機関あるいはその他の誰であっても複製あるいは引用することを禁じます。「Operational Regulations Governing Securities Firms Recommending Trades in Securities to Customer」及びまたはその他の台湾の法令・規則に基づき、お客様が本資料を関係者、関係会社およびその他の第三者を含む他者へ提供すること、あるいは本資料を用いて利益相反があるかもしれない活動に従事することを禁じます。NIHK 台湾支店が執行できない証券または商品に関する情報は、情報の提供だけを目的としたものであり、投資の推奨または勧誘を意図したものではありません。

本資料のいかなる部分についても、野村グループ会社から事前に書面で同意を得ることなく、(i)その形態あるいは方法の如何にかかわらず複製する、あるいは(ii)配布することを禁じます。本資料が、電子メール等によって電子的に配布された場合には、情報の傍受、変造、紛失、破壊、あるいは遅延もしくは不完全な状態での受信、またはウィルスへの感染の可能性があることから、安全あるいは誤りがない旨の保証は致しかねます。従いまして、送信者は電子的に送信したために発生する可能性のある本資料の内容の誤りあるいは欠落に対する責任を負いません。確認を必要とされる場合には、印刷された文書をご請求下さい。

日本で求められるディスクレイマー

レポート本文中の格付記号の前に※印のある格付けは、金融商品取引法に基づく信用格付業者以外の格付業者が付与した格付け(無登録格付け)です。無登録格付けについては「無登録格付けに関する説明書」<https://www.nomura.co.jp/retail/bond/noregistered.html> をご参照ください。

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大 1.404%*1(税抜 1.3%) (20 万円以下の場合は、2,808 円*2(税抜 2,600 円))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

*1,*2 2019 年 10 月 1 日以降、消費税率 10%が適用される分については、*1 は 1.43%、*2 は 2,860 円となります。

国内株式(国内 REIT、国内 ETF、国内 ETN、国内インフラファンドを含む)の売買取引には、約定代金に対し最大 1.404%*1(税抜 1.3%) (20 万円以下の場合は 2,808 円*2(税抜 2,600 円))の売買手数料をいただきます。国内株式を相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。国内株式は株価の変動により損失が生じるおそれがあります。国内 REIT は運用する不動産の価格や収益力の変動により損失が生じるおそれがあります。国内 ETF・ETN は連動する指数等の変動により損失が生じるおそれがあります。国内インフラファンドは運用するインフラ資産等の価格や収益力の変動により損失が生じるおそれがあります。

*1,*2 2019 年 10 月 1 日以降、消費税率 10%が適用される分については、*1 は 1.43%、*2 は 2,860 円となります。

外国株式の売買取引には、売買金額(現地約定金額に現地手数料と税金等を買入の場合には加え、売入の場合には差し引いた額)に対し最大 1.026%*1(税抜 0.95%) (売買代金が 75 万円以下の場合は最大 7,668 円*2(税抜 7,100 円))の国内売買手数料をいただきます。外国の金融商品市場での現地手数料や税金等は国や地域により異なります。外国株式を相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。外国株式は株価の変動および為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

*1,*2 2019 年 10 月 1 日以降、消費税率 10%が適用される分については、*1 は 1.045%、*2 は 7,810 円となります。

信用取引には、売買手数料(約定代金に対し最大 1.404%*1(税抜 1.3%) (20 万円以下の場合は 2,808 円*2(税抜 2,600 円))、管理費および権利処理手数料をいただきます。加えて、買付の場合、買付代金に対する金利を、売付けの場合、売付け株券等に対する貸株料および品質料をいただきます。委託保証金は、売買代金の 30%以上(オンライン信用取引の場合、売買代金の 33%以上)で、かつ 30 万円以上の額が必要です。信用取引では、委託保

証金の約3.3倍まで(オンライン信用取引の場合、委託保証金の約3倍まで)のお取引を行うことができるため、株価の変動により委託保証金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。詳しくは、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、等をよくお読みください。

*1,*2 2019年10月1日以降、消費税率10%が適用される分については、*1は1.43%、*2は2,860円となります。

CBの売買取引には、約定代金に対し最大1.08%*1(税抜1%) (4,320円*2に満たない場合は4,320円*2(税抜4,000円税込み))の売買手数料をいただきます。CBを相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。CBは転換もしくは新株予約権の行使対象株式の価格下落や金利変動等によるCB価格の下落により損失が生じるおそれがあります。加えて、外貨建てCBは、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

*1,*2 2019年10月1日以降、消費税率10%が適用される分については、*1は1.10%、*2は4,400円となります。

債券を募集・売出し等その他、当社との相対取引によってご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券の価格は市場の金利水準の変化に対応して変動しますので、損失が生じるおそれがあります。また、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。加えて、外貨建て債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

個人向け国債を募集によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。個人向け国債は発行から1年間、原則として中途換金はできません。個人向け国債を中途換金する際、原則として次の算式によって算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます。(変動10年:直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685、固定5年、固定3年:2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685) 物価連動国債を募集・売出し等その他、当社との相対取引によってご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。物価連動国債の価格は、市場の金利水準の変化や全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、損失が生じるおそれがあります。想定元金額は、全国消費者物価指数の発行時からの変化率に応じて増減します。利金額は、各利払時の想定元金額に表面利率を乗じて算出します。償還額は、償還時点での想定元金額となりますが、2023年以降に償還するもの(第17回償以降)については、額面金額を下回りません。

投資信託のお申込み(一部の投資信託はご換金)にあたっては、お申込み金額に対して最大5.4%*1(税抜5.0%)の購入時手数料(換金時手数料)をいただきます。また、換金時に直接ご負担いただく費用として、換金時の基準価額に対して最大2.0%の信託財産留保額をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、国内投資信託の場合には、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用(信託報酬)(最大5.4%*1(税抜5.0%・年率))のほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。また、その他の費用を間接的にご負担いただく場合があります。外国投資信託の場合も同様に、運用会社報酬等の名目で、保有期間中に間接的にご負担いただく費用があります。

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。従って損失が生じるおそれがあります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。また、上記記載の手数料等の費用の最大値は今後変更される場合がありますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。

*1 2019年10月1日以降、消費税率10%が適用される分については、5.5%となります。

金利スワップ取引、及びドル円ベース・スワップ取引(以下、金利スワップ取引等)にあたっては、所定の支払日における所定の「支払金額」のみお支払いいただきます。金利スワップ取引等には担保を差入れている場合があります。取引額は担保の額を超える場合があります。担保の額は、個別取引により異なりますので、担保の額及び取引の額の担保に対する比率を事前に示すことはできません。金利スワップ取引等は金利、通貨等の金融市場における相場その他の指標にかかる変動により、損失が生じるおそれがあります。また、上記の金融市場における相場変動により生じる損失が差入れている担保の額を上回る場合があります。また追加で担保を差入れている必要がある場合があります。お客様と当社で締結する金利スワップ取引等と「支払金利」(又は「受取金利」)以外の条件を同一とする反対取引を行った場合、当該金利スワップ取引等の「支払金利」(又は「受取金利」)と、当該反対取引の「受取金利」(又は「支払金利」)とは差があります。商品毎にリスクは異なりますので、契約締結前交付書面やお客様向け資料をよくお読みください。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)取引を当社と相対でお取引いただく場合は手数料をいただきません。CDS取引を行なうにあたっては、弊社との間で合意した保証金等を担保として差し入れ又は預託していただく場合があります。取引額は保証金等の額を超える場合があります。保証金等の額は信用度に応じて相対で決定されるため、当該保証金等の額、及び、取引額の当該保証金等の額に対する比率をあらかじめ表示することはできません。CDS取引は参照組織の一部又は全部の信用状況の変化や、あるいは市場金利の変化によって市場価値が変動し、当該保証金等の額を超えて損失が生じるおそれがあります。信用事由が発生した場合にスワップの買い手が受取る金額は、信用事由が発生するまでに支払う金額の総額を下回る場合があります。また、スワップの売り手が信用事由が発生した際に支払う金額は、信用事由が発生するまでに受取った金額の総額を上回る可能性があります。他の条件が同じ場合に、スワップの買い手の場合に受取る金額と買い手の場合に支払う金額には差があります。CDS取引は、原則として、金融商品取引業者や、あるいは適格機関投資家等の専門的な知識を有するお客様に限定してお取り扱いしています。

証券保管振替機構を通じて他の証券会社へ株式等を移管する場合には、数量に応じて、移管する銘柄ごとに10,800円*1(税抜10,000円)を上限額として移管手数料をいただきます。有価証券や金銭のお預かりについては料金をいただきません。

*1 2019年10月1日以降、消費税率10%が適用される分については、11,000円となります。

野村證券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第142号

加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

野村グループは法令順守に関する方針および手続き(利益相反、チャイニーズ・ウォール、守秘義務に関する方針を含むがそれに限定されない)やチャイニーズ・ウォールの維持・管理、社員教育を通じてリサーチ資料の作成に関わる相反を管理しています。

本資料で推奨されたトレードについて、その構築に用いられた手法や数値・解析モデルに関する追加情報が必要な場合は、表紙に記載されたアナリストにお問い合わせください。ディスクロージャー情報については下記のサイトをご参照ください。

<http://go.nomuranow.com/research/globalresearchportal/pages/disclosures/disclosures.aspx>

Copyright © 2019 Nomura Securities Co., Ltd. All rights reserved.